

令和6年度第2回 東京都在宅介護・医療協働推進部会 次第

令和7年2月5日（水曜日）

18時から19時30分まで

1 開 会

2 委員紹介

3 報 告

（1） 令和6年度訪問看護の人材確保・定着等に関する調査について

（2） 令和6年度訪問看護推進総合事業の取組状況及び令和7年度予算案について

（3） 令和7年度在宅療養推進に向けた都の取組（案）

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿
- 資料2 東京都在宅療養普及事業実施要綱
- 資料3 東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目
- 資料4 令和6年度訪問看護の人材確保・定着等に関する調査について
- 資料5 令和6年度訪問看護推進総合事業の取組状況及び令和7年度予算案について
- 資料6 令和7年度在宅療養の推進について（医療政策部）

- 参考資料1 令和6年度第1回東京都訪問看護推進部会議事録
 - 1-2 令和6年度第1回東京都訪問看護推進部会主なご意見（まとめ）
- 参考資料2 教育ステーション事業実績まとめ
- 参考資料3 管理者研修（基礎・経営コース）プログラム
 - 3-2 管理者研修（育成定着コース）プログラム
 - 3-3 管理者研修（看多機コース）プログラム
- 参考資料4 令和6年度訪問看護人材確保事業チラシ
- 参考資料5 R6訪問看護等の現状について
- 参考資料6 ST・看多機・小多機事業所数
- 参考資料7 居宅サービス事業所等の指定

東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿

氏名	所属
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
岡本 有子	東京都立大学健康福祉学部看護学科 准教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カラーズ代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
野月 千春	公益社団法人東京都看護協会 専務理事
羽石 芳恵	株式会社モート ケアプランみちしるべ 主任介護支援専門員・看護師
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
◎山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※◎：部会長 五十音順

【幹事】

道傳 潔	東京都保健医療局医療政策部地域医療担当課長
大村 顕子	東京都保健医療局医療政策部医療人材課長
西川 篤史	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
佐々木 慎吾	東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

東京都在宅療養普及事業実施要綱

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第 1 目 的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ることを目的とする。

第 2 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第 3 東京都在宅療養推進会議の設置

- 1 目的
地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体及び都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。
- 2 協議内容
次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 都と区市町村、医療・介護関係者、団体及び都民等の役割分担や連携に関する事項
 - (2) 地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
 - (3) 都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
 - (4) その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項
- 3 委員の構成
在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。
- 4 その他
東京都在宅療養推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

- 1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

- 1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者若しくは会長が指名する者のうちから保健医療局長若しくは福祉局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会のみならず委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

- 1 部会には部会長を置く。
- 2 部会長は、会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

- 1 推進会議及び部会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 会議の公開等

- 1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決し

た場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第8 庶務

推進会議の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課及び福祉局高齢者施策推進部企画課において処理する。

第9 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年7月1日から施行する。

東京都の在宅療養を一層推進させるため、在宅療養を支える要となる訪問看護の人材確保・定着・育成状況等を把握し、都の特性に見合った今後の訪問看護推進策及び第10期以降の高齢者保健福祉計画を検討するための基礎資料とすることを目的に実施

対象

都内すべての訪問看護事業所（10月1日時点1,768か所）
調査票：①管理者 ②常勤職員 ③非常勤職員

調査方法

郵送により案内を送付し、WEB形式による回答
※前回は郵送回収
前回の回収率：訪看67.4% 病院40.2%

スケジュール

12月19日 調査の案内発送
1月19日 調査回答期限（当初）
→2月19日まで締切りを延長
2月 調査集計・分析
3月 調査報告書の作成
7月 令和7年度第1回部会において報告

主な調査項目

【管理者】

- ・ステーションの基本情報（看護職員数等）
- ・サービスの提供状況（利用者数等）
- ・経営状況 ・人材確保・定着について
- ・地域との連携について ・今後、目指す方向性について
- ・教育ステーションについて

【常勤・非常勤職員】

- ・在職年数、直前の就業先、訪問看護を始めた動機など

※今回新たに追加した調査項目

- ・今後、目指す方向性
（事業所の規模拡大、他サービスへの参入等）
- ・教育ステーションの利用有無、応募意向の有無等
- ・利用者等からのハラスメントについて
- ・夏期の熱中症対策について

1. 地域における教育ステーション事業

2. 訪問看護人材確保事業

3. 管理者・指導者育成事業

4. 認定訪問看護師資格取得支援事業

5. 在宅介護・医療協働推進部会

6. 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

7. 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

8. 新任訪問看護師育成支援事業

9. いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

10. 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

11. 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

12. 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- 医療的ケアが必要な要介護高齢者等の増加に伴い、今後も訪問看護の重要性は高まっていくため、安定的なサービスの提供を促進することが必要

施策の方向性

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護人材の確保・育成・定着の支援
- 総合事業の中心的な取組である教育ステーション事業について、より身近な地域でステーション体験等が行えるよう引き続き指定数を増やす
- 教育ステーション事業を拡充していくにあたり、訪問看護ステーションの機能強化・多機能化を支援

令和7年度の取組

【R7 予算額/規模】

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 訪問看護人材確保事業 【4,347千円/1回】

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(2) 地域における教育ステーション事業 【47,711千円/22箇所】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等）や勉強会等を通して、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

【拡充】より身近な地域で取組を実施できるように指定数を引き続き増やしていく

(3) 認定訪問看護師資格取得支援事業 【9,052千円/19事業所】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師（訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア）資格取得に係る経費を補助

(4) 管理者・指導者育成事業 【13,053千円/406人】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

(6) 在宅介護・医療協働推進部会 【490千円】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

【20,988千円/14人】

常勤の看護職員が研修受講や産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

3 新任訪問看護師育成支援事業 【7,032千円/10人】

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助
（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

4 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業 【49,100千円/47事業所】

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を助成

【拡充】整備促進のため看多機を対象に追加

5 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【81,680千円】

「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム(仮)」を策定し、訪問看護人材の育成を支援

6 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための連絡会を実施し、看多機の安定的な運営を図る

総合事業総額：令和7年度 233,453千円 令和6年度 207,376千円

1 地域における教育ステーション事業

R7：47,711千円／22か所（R6：50,840千円／18か所）

- 育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施
- 指定教育ステーション：**18か所（R6年度に5か所新規指定）**

●令和6年度実績（4月～12月）

■ステーション体験・研修の受入

	人数	日数
他 S T 勤務者	44人	155.5日
医療機関等	109人	128.5日
離職者	11人	27.0日
その他	15人	26.0日
合計	168人	337.0日

■勉強会

63回／1,971人

■医療機関との相互研修

9医療機関／37人

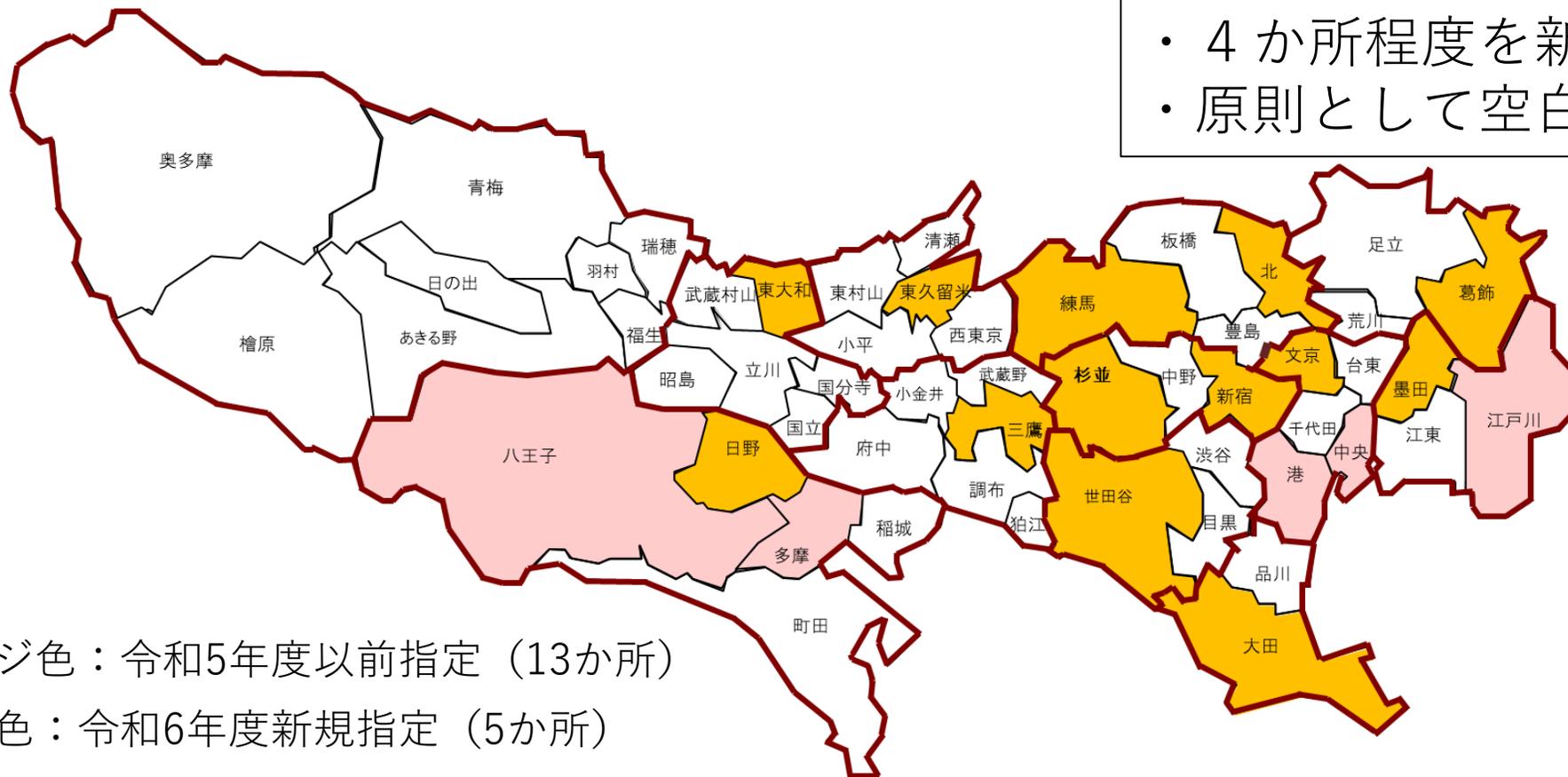
■その他の取組

- ・地域のステーションからの相談対応
- ・ホームページの活用による求人情報の共有など

※その他…介護施設、保育園、大学教授等

教育ステーションの配置状況 18か所

- 令和7年度
- ・4か所程度を新規に指定予定
 - ・原則として空白地域に設置



オレンジ色：令和5年度以前指定（13か所）

ピンク色：令和6年度新規指定（5か所）

ラピオナーズステーション	日野市	東京都看護協会立城北看護ステーション	練馬区	あすか山訪問看護ステーション	北区
訪問看護ステーション・青い空	東大和市	河北訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷	杉並区	訪問看護ステーションけせら	文京区
東久留米白十字訪問看護ステーション	東久留米市	訪問看護ステーションけやき	世田谷区	東京ひかりナーズステーション	中央区
野村訪問看護ステーション	三鷹市	白十字訪問看護ステーション	新宿区	訪問看護ステーションみけ	墨田区
訪問看護ステーションとんぼ	八王子市	田園調布医師会立訪問看護ステーション	大田区	訪問看護ステーションはーと	葛飾区
あい訪問看護ステーション	多摩市	LCC訪問看護ステーション	港区	船堀ホームナーズにじ	江戸川区

2 訪問看護人材確保事業

R7：4, 347千円／1回 （R6：4, 138千円／1回）

- ・ 看護職等に訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし人材の供給を促すための講演会やシンポジウム等を開催

●令和6年度実績

講演会「**現場が語る！訪問看護の魅力と未来**」 日時 令和6年12月14日（土曜日）

参加人数 **103人**（参加申し込み142人）（看護職、医療職、介護福祉職、看護学生等）

≪開催内容≫

・シンポジウム

- 1.東京都が考える訪問看護 東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長 佐々木慎吾
- 2.訪問看護で大切にしたいこと 東久留米白十字訪問看護ステーション 中島朋子氏
- 3.訪問看護とACP 野村訪問看護ステーション 熊谷靖代氏
- 4.訪問看護とウエルビーイング ソフィメディア株式会社 宮地麻美氏
- 5.訪問看護とキャリアアップ セコムとしま訪問看護ステーション 舘川樹氏

・ミニ相談会

シンポジスト4名、東京都教育ステーション6か所

●令和7年度 講演会1回開催予定

3 管理者・指導者育成事業

R7：13,053千円／406人（R6：11,936千円／385人）

- 訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

●令和6年度実績

- 基礎実務コース、経営安定コース 修了者**151人**/予算規模196人
- 育成定着推進コース 修了者**52人**/予算規模154人
- 看多機実務研修（1日×3か所） 修了者**22人**

<実施方法>

- 基礎実務、経営安定、育成定着推進：
講義部分は動画視聴、グループディスカッションは集合形式により実施
- 看多機実務研修については3か所の看多機を実際に見学

●令和7年度

- 上記コースにより実施予定
- 各コースの定員については今後の研修運営員会等において検討

4 認定訪問看護師資格取得支援事業

R7：9,052千円／19事業所（R6：7,219千円／13事業所）

- ・ 訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得及び特定行為研修の受講に係る経費を補助
- ・ 対象分野：訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア（認定）
共通科目、在宅療養にかかる科目（特定）

●令和6年度実績 **16事業所**（12月末申請数）

- （内訳）
- ・ 令和6年資格取得者 3事業所（3名）
 - ・ 令和7年資格取得予定者 5事業所（5名）
 - ・ 令和8年資格取得予定者 8事業所（8名）

5 在宅介護・医療協働推進部会

- ・ 東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討
- 令和6年度実績 開催：7月、2月（オンライン）

6 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

R7：20,988千円／14人（R6：14,315千円／15人）

- ・ 看護職の産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費を補助

● 令和6年度実績

21人（R6年12月末申請数）

7 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

R7：49,100千円／47事業所（R6：30,900千円／35事業所）

- ・ 事務職員未配置の訪問看護ステーションが、新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助

● 令和6年度実績

40事業所（R6年12月末申請数）

● 令和7年度

看護小規模多機能型居宅介護を新たに補助対象とする。

8 新任訪問看護師育成支援事業

R7：7,032千円／10人（R6：9,644千円／13人）

- 管理者等が都の定める研修を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助

●令和6年度実績

7人（うち、新卒0人）（12月末申請数）

9 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

R7：81,680千円（R6：77,864千円）

- 在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラムを策定し、訪問看護人材の育成を支援
- 令和4年度の大学研究者による事業提案制度採択事業

●令和6年度実績

- **23回実施 延べ156人参加**（7～12月）
- 研修テーマ：7～9月「呼吸器疾患」 10～12月「循環器疾患」

●令和7年度

- 研修実施（都内の複数会場）
- 事業の効果検証、学会発表等を予定

10 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

- 看多機の理解を深め、運営ノウハウ等の情報共有とともに、関係者同士のネットワーク構築を目的として開催
- 令和7年3月開催予定

【新規】 令和7年度 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

予算額：119,141千円

介護職員カスハラ総合相談センターTOKYO（仮）

- 総合相談窓口の運営 **【拡充】**
 - ・事業所の管理者・職員問わずカスハラに関する相談をワンストップで受付
 - ・カスタマーハラスメント対策に詳しい相談員が対応
 - ・必要に応じて、各種メニューの案内、区市町村や国等の窓口の紹介を実施
 - ・また、法的な対応が必要であると判断される場合は弁護士による法律相談を案内



<弁護士による法律相談>

- ・事業者に対して法的根拠に基づく解決方法を提案

メニュー
共通

- カスハラ対策セミナー（旧ハラスメント対策説明会）
 - ・介護事業所の管理者等に対し、利用者・家族からのカスハラ対策に関するセミナーを実施

メニュー
訪問系対象

- ヘルパー補助者同行支援 **【新規】**
 - ・介護事業所がヘルパー補助者に支払う謝金に対する補助金
 - 【補助上限額】 1時間あたり 1,700円
 - 【補助率】 3 / 4
- 防犯機器等導入支援 **【新規】**
 - ・セキュリティ確保に必要な防犯機器の初期費用に対する補助金
 - 【補助上限額】 1事業所あたり 10万円
 - 【補助率】 1 / 2

普及啓発・周知

- 普及啓発・窓口周知の実施
 - ・事業者や職員に向けた窓口周知チラシの作成・配布
 - ・事業者や利用者に向けた、普及啓発・周知用のリーフレットの作成・配布

区市町村体制強化支援

- 区市町村相談窓口設置支援 **【新規】**
 - ・区市町村がカスハラ相談窓口を設置する際の経費を補助
 - ・周知用チラシ等の作成経費を補助
- 区市町村カスハラ対策連絡会 **【新規】**
 - ・カスハラ対策についての講演
 - ・区市町村における好事例の共有
 - ・区市町村間の意見交換

訪問介護員の暑さ対策

- ・近年、記録的な猛暑が続いており、年々熱中症警戒アラートの発令日数が増えている。
- ・都心部の多くの事業所では、訪問介護や訪問看護は高齢者宅を自転車で移動しており、移動時の暑さ対策が喫緊の課題となっている。
- ・高齢者宅では、クーラーを十分使用していない家もある。また、入浴介助では浴室内の温度を高齢者の体感に合わせるため、暑い中でサービスの提供を行わなければならない。
- ・特に訪問介護職員は60代、70代の高齢者も多く、ヘルパー自身に熱中症の危険がある。

事業者から訪問ヘルパー向けの暑さ対策について支援を求める声が上がっている

事業概要

訪問介護員の暑さ対策グッズ等の購入経費を補助

【対象事業所】 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援
※訪問入浴は、入浴カーで訪問しサービスを提供するため対象としない

【補助基準額】 **1事業所上限500千円** ※職員数に応じて基準額を設定

1～10人	100千円	／	11～20人	200千円
21～30人	300千円	／	31～40人	400千円
41人～	500千円			

【補助率】 3／4

【対象物品】

- ・空調服 : 空冷ファンにより服の内側を冷やす上着
- ・冷却ベスト : 保冷剤などをポケットに入れることで体を冷やす上着
- ・ネッククーラー・アイスリング等 : 首部分を冷やすためのグッズ
- ・保冷剤用冷凍庫 : 保冷剤やコールドリングなどを冷やすための専用



【空調服】



【冷却ベスト】



【アイスリング】



【ネッククーラー】

【 】：令和7年度 予算額（案）

地域における在宅療養体制の確保

【区市町村等への支援】

■区市町村在宅療養推進事業【252,777千円】

＜補助率：10/10＞※4年目以降：1/2

地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援

- 在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援
 - ＜例＞病院救急車等を活用した搬送体制の確保、看取りに関する講演会やDVDによる普及啓発 等
- 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援
 - （在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域支援事業交付金対象外経費への支援）
 - ＜例＞・24時間の診療体制の確保、後方支援病床の確保＜在宅医療・介護連携推進事業（ウ）＞
 - ・ICTを活用した情報共有・多職種連携＜在宅医療・介護連携推進事業（エ）＞ 等
- 小児等在宅医療推進事業
- 在宅療養患者家族支援事業＜新規＞
 - ＜例＞家族が行っているケアを代行する看護師等の派遣、仕事とケアの両立に向けた取組 等

■在宅療養環境整備支援事業（保健医療政策区市町村包括補助（選択：提案型））＜補助率：1/2＞
在宅医療・介護連携推進事業（ア）～（ク）に関して、地域支援事業交付金対象経費であるが、交付金を活用せず事業を実施する区市町村への支援

在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

（保健医療政策区市町村包括補助（選択：政策誘導型））＜補助率：1/2＞

自家発電装置等について、人口25,000人当たり各補助対象品目1台を給付基準とし、それらを整備するために必要な費用について補助

■災害時在宅医療提供体制強化事業＜新規＞【18,729千円】

訪問診療を行う医療機関における災害対応力を強化するとともに、地域BCP策定等在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援

【東京都医師会・地区医師会との連携】

■在宅療養研修事業【11,209千円】

- 多職種連携連絡会の運営
- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

■在宅医療推進強化事業【600,000千円】

- 地域における24時間診療体制の構築の推進＜補助率：10/10＞
- オンラインを活用した病診連携の推進

デジタル技術を活用した情報共有の充実

■東京都多職種連携ポータルサイトの運営【19,058千円】

デジタル技術を活用した情報共有のための共通ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進し、都における在宅療養推進体制の強化を図る

東京都在宅療養推進会議等の開催

■東京都在宅療養推進会議等の開催

- ACP推進部会の開催
- 地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会の開催 等

■広域連携支援 ・東京都地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキンググループの開催

在宅療養生活への円滑な移行の促進

■入退院時連携強化事業【144,948千円】

医療機関における入退院支援に取り組む人材の育成や入退院時における地域との連携を一層強化
○入退院時連携強化研修

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施

＜対象＞病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区市町村在宅療養支援窓口、介護老人保健施設 等

○入退院時連携支援事業＜補助率：1/2または3/4＞

入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援

＜対象＞200床未満の病院

■在宅療養研修事業＜一部再掲＞

- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）

医療・介護に関わる人材の確保・育成

■在宅療養研修事業＜一部再掲＞

- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

■在宅医療参入促進事業【11,213千円】

訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催し、在宅医療への参入を促進

小児等在宅医療に対する取組

■小児等在宅医療推進部会

■小児等在宅医療推進事業＜再掲＞

■小児等在宅医療推進研修事業【17,220千円】

小児医療に関する診療所の医師及び看護師等向けの研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材を確保・育成

看取り支援に関する取組

■ACP推進事業【16,884千円】

都民の希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACPに関する以下の取組を実施

①都民に対する普及啓発 ②医療・介護関係者の実践力の向上

■都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職のACP実践力の育成

＜新規・大学提案採択事業＞【30,000千円】

ACP実践に必要な情報を集約したWebサイトや、医療・介護職を対象とする協働学習の場を創り、医療・介護関係者のACP実践力の育成基盤を整備

在宅医療従事者の安全確保に関する取組

■在宅医療現場におけるハラスメント対策事業【48,633千円】

在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援